

京都府警察職員懲戒取扱規程

〔最終改正 令和7.4.10 京都府警察本部訓令第15号〕

（目的）

第1条 この規程は、京都府警察の地方警察職員（以下「職員」という。）の懲戒の取扱いに関し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年京都府条例第33号）及び職員の懲戒に関する手續及び効果に関する規則（京都府人事委員会規則7-2）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（規律違反）

第2条 職員が、地方公務員法第29条第1項各号のいずれかに該当する場合には、これを規律違反とする。

（規律違反の報告）

第3条 職員は、次の各号に掲げる職員に規律違反があると認めるときは、速やかにその旨をそれぞれ当該各号に掲げる者に報告するよう努めなければならない。

(1) 自らが属する所属の職員 所属長又は監察官室長

(2) その他の職員 監察官室長

2 監督者（所属長以上の地位にある者を除いた者で職員を監督する立場にあるものをいう。）は、監督する職員に規律違反があると認めるときは、直ちにその旨を所属長に報告しなければならない。

（所属長の責務）

第4条 所属長（監察官室長を除く。）は、所属の職員に規律違反があると認めるときは、様式第1号の報告書により、直ちにその旨を監察官室長に報告しなければならない。

（監察官の責務）

第5条 監察官室長は、職員の規律違反があると認めるときは、直ちに事実を調査し、懲戒手續に付する必要があると認めるときは、様式第2号の申立書に次の各号に掲げる証拠を添えて、京都府警察本部長（以下「本部長」という。）に申し立てなければならない。

(1) 本人の聴取書又は始末書。ただし、本人が供述又は始末書の提出を拒んだときは、事実調査書とする。

(2) 関係人の聴取書又は陳述書

(3) 申告に係るものについては、その申告の書類

(4) その他の証拠

2 職員は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

（懲戒審査委員会）

第6条 本部長の要求に基き、職員の規律違反の事案を審査するため、京都府警察に、京都府警察職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第7条 委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

2 委員長は、本部長をもつて充てる。

3 委員は、部長、サイバー対策本部長、市警察部長、警務課長（警務部警務課長をいう。）、

監察官室長及び委員長が指名する警視以上の階級にある警察官並びに委員長が指名する警察官以外の職員 1 名をもつて充てる。

4 前項に規定する委員のうち、警察官以外の委員は、警察官以外の職員の規律違反の事案のみを審査することができる。

5 委員長に事故があるときは、委員長の命ずる委員が委員長を代理する。

(委員会の補佐等)

第 8 条 委員会に委員補佐及び書記を置く。

2 委員補佐は、警務部付である監察官及び警務課（警務部警務課をいう。）に勤務する次席をもつて充てる。

3 書記は、監察官室に勤務する室長補佐以下の職にある者をもつて充てる。

4 委員補佐は、委員を補佐し、書記は、委員長の命を受けて庶務に従事する。

(審査の要求)

第 9 条 本部長は、第 5 条第 1 項の規定による申し立てを受けた場合において、その規律違反に対し、懲戒処分を必要とすると認めるときは、様式第 3 号の懲戒審査要求書に証拠を添えて、直ちに委員会に当該事案の審査を要求するとともに、申し立てられた職員（以下「被申立者」という。）にその旨を通知しなければならない。ただし、被申立者の所在を知ることができない場合においては、被申立者に対する通知を省略することができる。

2 前項の通知を受けた被申立者が、第 11 条に規定する口頭審査を要求しようとする場合には、様式第 4 号により、直ちにこれを要求しなければならない。

(勤務に関する指示等)

第 10 条 本部長は、規律違反の審査を委員会に要求した場合において必要があると認めるときは、様式第 5 号により、申し立ての調査及び審査の間において必要な期間、被申立者の勤務を停止し、及び被申立者の保管する使用期間の満了しない支給品または貸与品の返納を命ずることができる。

2 本部長は、前項の勤務の停止を解除するとき、様式第 6 号により勤務につくことを命ずるものとする。この場合、返納した支給品または貸与品を、支給または貸与するものとする。

(委員会の審査)

第 11 条 委員長から審査の要求があつたときは、速やかに委員会の審査を行うものとする。ただし、被申立者が、口頭審査を要求したときは、その要求のあつた日から 7 日間は、委員会の審査を行うことができない。

2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、被申立者が要求した場合、または委員会が必要と認めた場合には、被申立者その他関係者の出席を求めて、口頭審査によることができる。

3 委員会の審査は、委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の審査は、公開しないものとする。

(除斥)

第 12 条 委員長及び委員は、自己またはその親族に関する事件の審査に参加することができない。

(審査の手續)

第13条 委員長は、被申立者が口頭審査を要求したときまたは第11条第2項ただし書の規定により口頭審査を行うときは、その被申立者に対し、様式第7号により、委員会における審査の期日及び場所を通知するとともに、申立書の写を送達しなければならない。

2 口頭審査は、被申立者が出席した上で行うものとする。ただし、被申立者が相当な理由がなく退席したときまたは出席しないとき、若しくは再度の呼び出しにも応じないときは、この限りでない。

3 委員長は、口頭審査を行う場合、規律違反を申し立てた者の側の証人の出頭を様式第8号により要求することができる。

4 委員長は、口頭または、書面審査を行う場合、規律違反を申し立てた者の側の証拠の提出を様式第9号により要求することができる。

5 被申立者は、口頭審査の場合、証人の呼出を委員会の審査の3日前までに、口頭または書面審査の場合、証拠の提出を調査及び審査の期間中に委員長に対して様式第10号によりそれぞれ要求することができる。

6 委員長は、前項の要求を受けた場合には、被申立者の側の証人を、様式第11号により委員会に呼び出さなければならない。

(委員会の勧告)

第14条 委員会は、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、委員長から様式第12号により本部長に勧告するものとする。

(文書の様式及び交付等)

第15条 懲戒処分は、当該職員に対し、様式第13号による懲戒処分書及び様式第14号による処分説明書を交付して行うものとする。

2 前項の懲戒処分書の交付に際し、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合は、様式第15号により公報に登載するものとする。

(職務放棄)

第16条 本部長は、職員が所属長の許可を得ないで、職務を自ら放棄したと明らかに認められるときは、この規程に定める審査の手続きを省略して、懲戒処分として免職することができる。

(訓戒等)

第17条 本部長は、職員に規律違反があると認めた場合において、その規律違反が軽微なものであつて懲戒処分を要しないと認めるときは訓戒を、訓戒の程度に至らないものであると認めるときは注意を、様式第16号の文書を当該職員に交付することにより行うことができる。

2 前項の場合において、本部長は、当該職員が属する所属の長に訓戒又は注意を行わせることが適当と認めるときは、当該所属の長にこれを行わせることができる。

附 則

1 この訓令は、昭和30年7月1日から施行する。

(様式省略)